平成２７年（フ）第４４５号
栃木県那須郡那須町大字梓612番地
債務者　若松　静夫
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９６０号
横浜市南区大岡１丁目55番４号　ゴールデンハイツ106
債務者　長澤由輝子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９６９号
横浜市戸塚区戸塚町1450番地１　レオパレスＫＡＮＥＫＯ一201号
債務者　山崎　靖夫
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２１号
東京都八王子市中野上町２丁目24番22号建部アパートＢ棟602号
債務者　佐田　一輝
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８５７号
東京都八王子市石川町2954番地４ノースハイデンス103号
債務者　本宮　政吾
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８７３号
東京都武蔵野市関前５丁目４番11号第一メゾン武蔵野301
債務者　奥村　一生
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８８７号
東京都国立市富士見台１丁目７番地１―12―507
債務者　鵜澤　景子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７１４号
横浜市港北区鳥山町446番地１　リヴィエール新横浜402
債務者　猿渡智枝子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８３０号
横浜市青葉区美しが丘西１丁目22番地20
債務者　大久保育栄
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９５６号
横浜市保土ケ谷区東川島町21番地５　コガネイハイム201号
債務者　齋藤　　勝
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２３号
福岡県大川市大字九網371番地の２
破産者　有限会社ウエキタテグ
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
福岡県柳川市三橋町柳河823番地１
破産者　有限会社本丸住宅産業
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
千葉県富里市新橋５番地14、破産開始決定時の住所千葉県四街道市和良比522番地31
破産者　川上　純希
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５３号
千葉県四街道市千代田５丁目17番４号、申立時の住所千葉県佐倉市臼井台1277番地78
破産者　岡田　将彦
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３８号
千葉県茂原市六ツ野2516番地７
破産者　前野奈緒美
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
福岡県大川市大字小保678番地の５
破産者　株式会社江口製材所
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
福岡県大川市大字小保678番地の５
破産者　合名会社江口産業
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係